

※取り外してお使いください

総合カレンダー
March

3

▶▶▶ 4月

休日当番医・薬局

【注意】遠野病院(☎62-2222)は救急指定病院。救急患者に限り診療します。

【注意②】発熱の症状がある場合は、必ず事前に電話相談のうえ受診してください。

【3月】

10日(日)

あいずみ医院(☎63-2021)

沼崎歯科医院(☎62-4108)

遠野駅前薬局(☎63-3300)

17日(日)

川上医院(☎62-2051)

かしわばら歯科クリニック(☎67-2010)

はやちね薬局(☎63-3050)

20日(水)

上郷町ほほえみスキンクリニック(☎68-3330)

わお調剤薬局(☎68-3737)

24日(日)

遠野はやちねホスピタル(☎62-2026)

両川歯科医院(☎62-3211)

すずらん薬局(☎60-3622)

31日(日)

菊池俊彦クリニック(☎62-8600)

飯高歯科医院(☎62-8917)

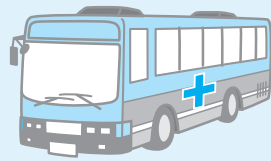
つくし薬局新設店(☎63-1300)

移動献血車「まごころ号」

3月13日(水) ①10時～11時半 ②13時～16時

▷市役所本庁舎

「愛と理解と行動を！」



●問い合わせ 市福祉課福祉総務係(☎68-3191)

10

11

12

●登記相談会(予約制) ☎10:00～

紙類・プラ製容器包装/遠野町③、綾織町

紙類/宮守町宮守1区(旧1区)、2区、鱒沢1区(旧2区)、2区(旧3区、旧4区)

●予防接種(四種混合、ヒブ、ロタ、肺炎球菌、B型肝炎)(予約制) ☎12:40～

●人権相談 ☎10:00～

紙類・プラ製容器包装/小友町、松崎町1～3区
紙類/宮守町宮守1区(旧2区)、3区、4区(大平除く)、5区

17

☆とおの家族の日

18

ペットボトル・飲料缶/遠野町③、綾織町、宮守町宮守1区(旧1区)、2区、鱒沢1区(旧2区)、2区(旧3区、旧4区)

19

☆食育の日

●多重債務弁護士無料相談(予約制) ☎10:00～

ペットボトル・飲料缶/小友町、松崎町1～3区、宮守町宮守1区(旧2区)、3区、4区(大平除く)、5区

24

25

●登記相談会(予約制) ☎10:00～

びん・プラ製容器包装/遠野町③、綾織町

びん類/宮守町宮守1区(旧1区)、2区、鱒沢1区(旧2区)、2区(旧3区、旧4区)

26

●予防接種(四種混合、ヒブ、ロタ、肺炎球菌、B型肝炎)(予約制) ☎12:40～

びん・プラ製容器包装/小友町、松崎町1～3区
びん類/宮守町宮守1区(旧2区)、3区、4区(大平除く)、5区

31

4月 1

もえないごみ・粗大ごみ/遠野町③、綾織町、宮守町宮守①、4区(笠平・雪谷沢・関谷・大平を除く)

2

もえないごみ・粗大ごみ/小友町、松崎町1～3区、宮守町宮守4区(大平)、鱒沢

場所・標記

☎…健診・予防接種
♻️…ごみ収集日

次のとおり省略して標記しています

市…市民センター と…市役所とびあ庁舎
里…遠野健康福祉の里 本…市役所本庁舎
福…宮守福祉センター ね…ねっとゆりかご
宮…宮守総合支所 ち…ちょボラ
総…総合福祉センター あ…あすもあ遠野

ごみ収集

※もえるごみ除く

問 市環境課(☎62-2111内線565) または宮守総合支所(☎67-2111) 次のとおり省略標記しています

遠野町①=遠野町12区・13区、松崎町4～8区/遠野町②=遠野町1区・3区・5～7区(石倉除く)・14区/遠野町③=遠野町2区・4区・石倉・8～11区・15区
新行政区/宮守町宮守①=宮守3区(相ノ山・欄場・沢田1班・駅前・東洋レンズ岩手工場脇)/宮守町宮守②=宮守3区(オノ神・沢田2班・吉金・赤沢川・岩根橋)

1世帯あたり

10万円

住民税均等割のみ課税世帯が給付金の対象です

「物価高騰緊急支援給付金」を支給します

市は、住民税均等割のみ課税されている世帯に10万円の給付を開始します。同給付金は、住民税非課税世帯に支給した非課税世帯給付金の対象を広げたものです。手続きは、世帯ごとに異なるため確認をお願いします。

■問い合わせ 市福祉課(☎68-3191直通)

■支給対象世帯(下記①～④の全てを満たす世帯)

- 令和5年12月1日時点で市内に住民登録をしている
- 本年度、世帯全員の住民税所得割が課されていない
- 世帯員の中で少なくとも1人が住民税均等割のみ課税されている
- 住民税課税者の扶養親族等のみで構成される世帯でないこと

■給付時期

3月中旬 から給付開始

配偶者や親族からDVなどで避難している人も受給できる場合があります。詳細は、市福祉課にお問い合わせください。

該当する世帯	手続き方法
・市に世帯主の口座登録がある世帯	不要 2月下旬に「支給のお知らせ」を送付しています。給付金は通知書記載の口座に自動で振り込まれます。
・市に世帯主の口座登録がない世帯	「届出書」を提出 2月下旬に「届出書」を送付しています。必要事項を記入し、返送してください。
・昨年1月2日～12月1日の間に市外から転入した人がいる世帯 ・住民税の申告をしていない人がいる世帯 など	「申請書」を提出 申請書類を作成し、提出してください。申請書類は市ホームページまたは市福祉課で取得できます。

※住民税が課税されている人の扶養に世帯全員が入っている世帯でも「支給のお知らせ」または「届出書」が届く場合がありますが、**給付対象外**です。通知が届いた該当の世帯は、**直ちに福祉課に連絡**してください住民税非課税世帯と
住民税均等割のみ課税世帯が対象

子ども1人あたり5万円を加算支給

18歳以下の子どもがいる対象世帯に5万円を加算支給します。どちらの世帯も、「支給のお知らせ」または「届出書」を送付しています。

■対象となる子ども世帯

住民税非課税世帯または
住民税均等割のみ課税世帯のうち **18歳以下の子どもがいる世帯**

※昨年12月1日以降に子どもが生まれた世帯や単身で寮に入っている別世帯などは申請が必要です

■支給方法

- 住民税非課税世帯
▶▶▶ 非課税世帯給付金を受給した口座に支給します
- 住民税均等割のみ課税世帯
▶▶▶ 物価高騰緊急支援金と合わせて支給します